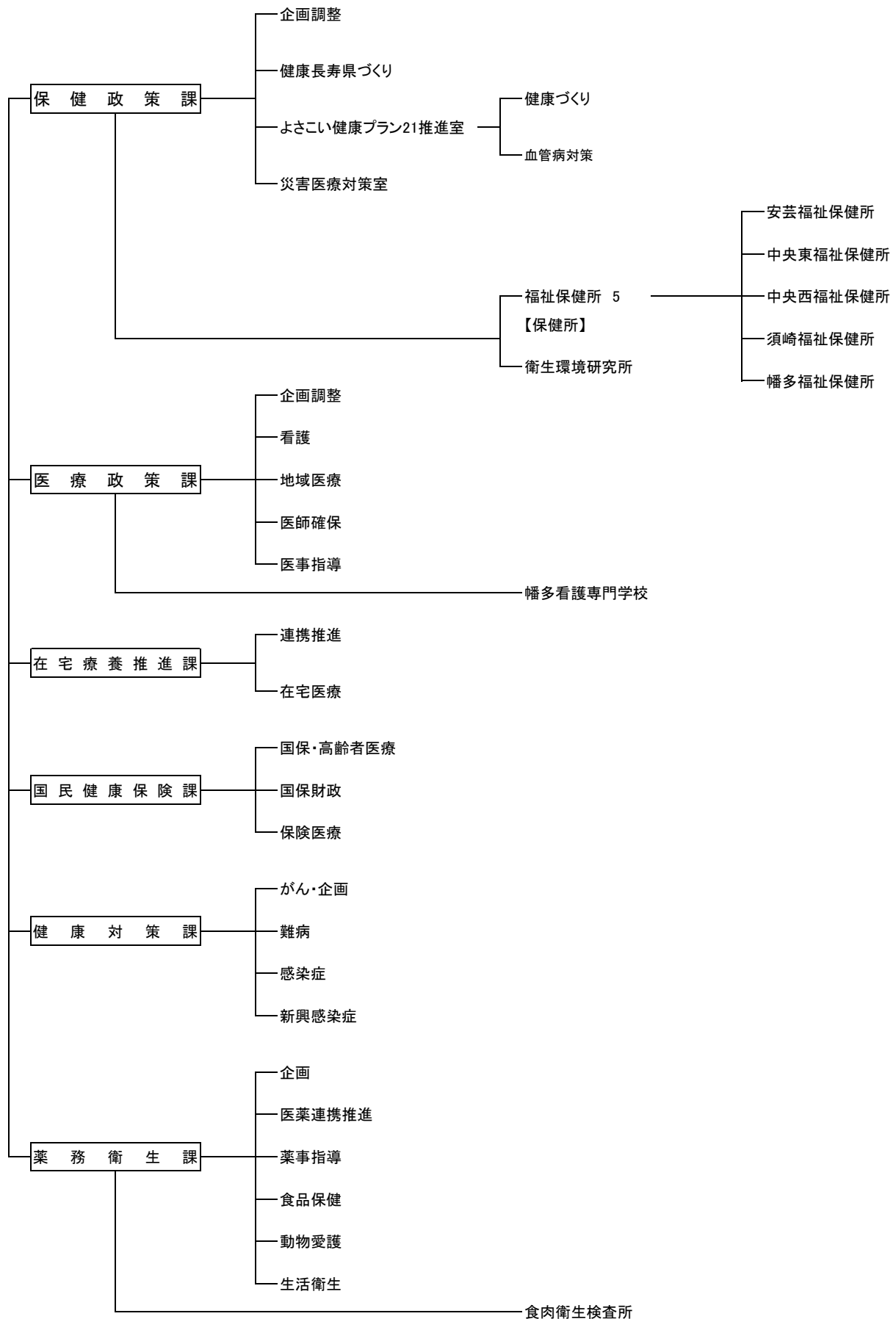


I 部の概要

令和6年4月1日現在

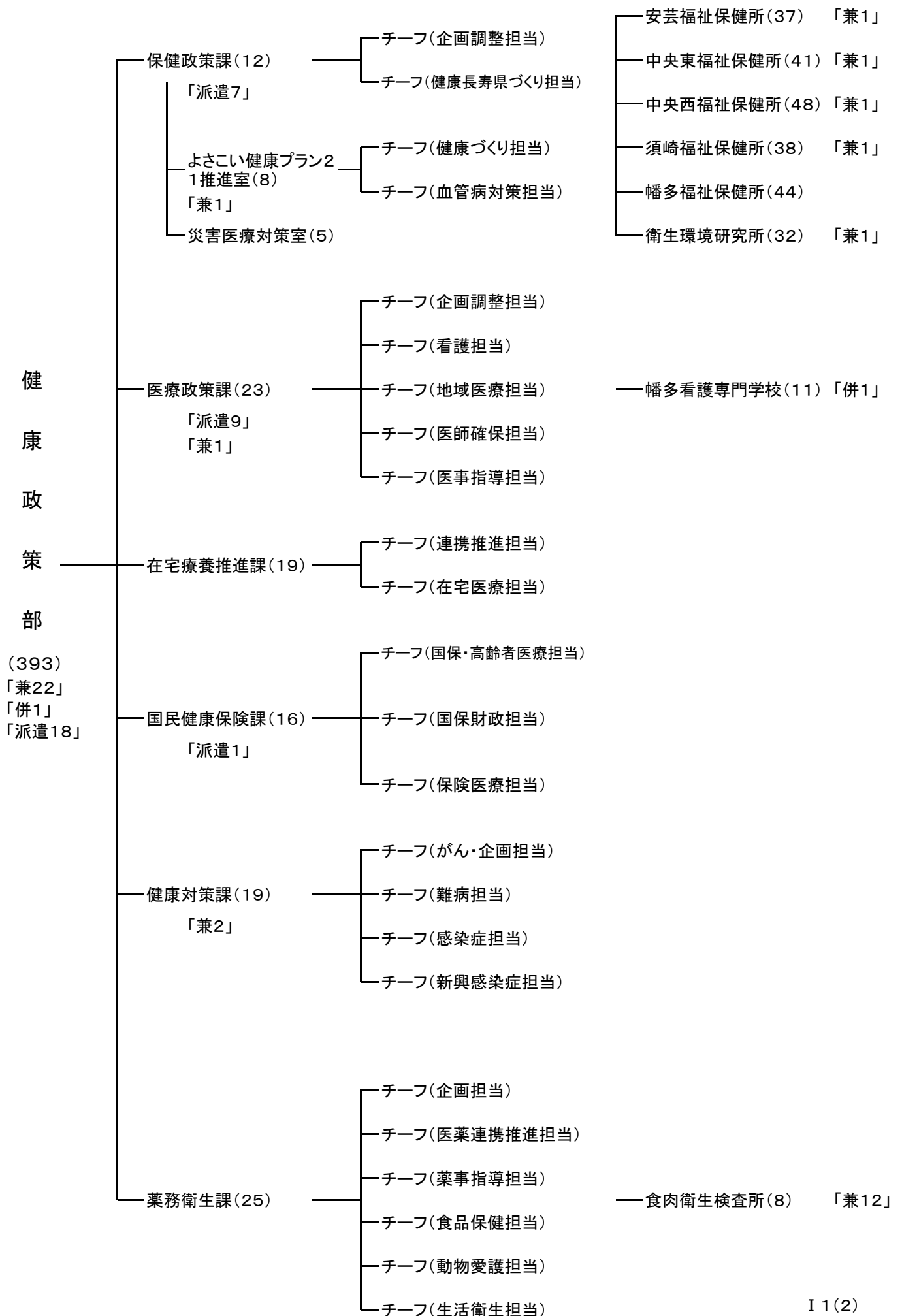
1.健康政策部

(1) 機 構



(2)職員数

健康政策部機構表



(3) 課の分掌事務

〈保健政策課〉

- 1 部の政策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 部内の予算、組織及び定数に関すること。
- 3 部内の事務事業全般の見直しに関すること。
- 4 部内の事務の総合調整に関すること。
- 5 保健、医療及び福祉の連携に関すること。
- 6 地域保健に関すること。
- 7 保健マンパワーの総合調整に関すること。
- 8 健康増進法に関すること（薬務衛生課の主管に属する事項を除く。）。
- 9 食育推進計画に関すること。
- 10 調理師、栄養士及び栄養指導に関すること。
- 11 生活習慣病対策に関すること。
- 12 歯科保健に関すること。
- 13 福祉保健所に関すること。
- 14 保健所に関すること。
- 15 衛生環境研究所に関すること。
- 16 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- 17 健康危機管理の総括に関すること。
- 18 災害医療に関すること。
- 19 部内の他の課の主管に属しないこと。

〈医療政策課〉

- 1 保健医療計画に関すること。
- 2 医師の確保及び育成支援並びに医療従事者の勤務環境の改善に関すること。
- 3 救急医療、小児医療（小児医療に関することにあつては、障害福祉課及び子育て支援課の主管に属する事項を除く。）及び周産期医療に関すること。
- 4 医療法、医師法及び歯科医師法に関すること。
- 5 臓器の移植に関する法律及び移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に関すること。
- 6 医師会、歯科医師会等に関すること。
- 7 保健師、助産師、看護師、准看護師等に係る看護行政に関すること（在宅療養推進課の主管に属する事項を除く。）。
- 8 理学療法士及び作業療法士に関すること。

- 9 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する事。
- 10 歯科技工士及び歯科衛生士に関する事。
- 11 臨床検査技師及び衛生検査技師に関する事。
- 12 診療放射線技師及び視能訓練士に関する事。
- 13 言語聴覚士に関する事。
- 14 臨床工学技士に関する事。
- 15 救急救命士に関する事。
- 16 衛生検査所に関する事。
- 17 死因究明等に関する事。
- 18 死体解剖に関する事。
- 19 高知医療センターに関する事（障害保健支援課の主管に属する事項を除く。）。
- 20 幡多看護専門学校に関する事。
- 21 前各号に掲げるもののほか、医療政策、医事指導及び医師確保に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事。

〈在宅療養推進課〉

- 1 高知版地域包括ケアシステムの構築に関する事。
- 2 在宅医療に関する事。
- 3 地域医療情報のデジタル化に関する事。
- 4 訪問看護サービスに関する事。
- 5 在宅歯科医療に関する事。
- 6 地域医療介護総合確保基金に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 7 医療・介護・福祉の連携に関する事。
- 8 東部地域多機能支援施設の整備に関する事。
- 9 へき地医療に関する事。
- 10 自治医科大学に関する事。
- 11 前各号に掲げるもののほか、在宅療養推進に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事。

〈国民健康保険課〉

- 1 国民健康保険に関する事。
- 2 高齢者医療制度に関する事。
- 3 保険医療機関等の指導監査に関する事。

〈健康対策課〉

- 1 がん対策に関すること。
- 2 難病対策に関すること。
- 3 感染症対策に関すること。
- 4 肝炎対策に関すること。
- 5 原子爆弾被爆者等の援護に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、健康対策に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

〈薬務衛生課〉

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法及び覚醒剤取締法に関すること。
- 2 毒物及び劇物取締法に関すること。
- 3 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関すること。
- 4 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法及びあへん法に関すること。
- 5 薬物乱用防止に関すること。
- 6 薬用植物に関すること。
- 7 防疫資材に関すること。
- 8 緊急医薬品のあっせんに関すること。
- 9 学校薬剤師の指導に関すること。
- 10 献血事業の推進に関すること。
- 11 薬剤師会その他の薬事に関する事業団体の指導に関すること。
- 12 食品衛生に関すること。
- 13 給食施設及び特別用途食品に関すること。
- 14 生活衛生関係営業に関すること。
- 15 食肉衛生に関すること。
- 16 食の安全に関すること。
- 17 食品表示法に基づく衛生及び保健事項に関すること。
- 18 動物の愛護及び管理に関する法律及び高知県動物の愛護及び管理に関する条例に関すること。
- 19 狂犬病予防に関すること。
- 20 墓地、埋葬等に関すること。
- 21 食鳥処理等の衛生に関すること。
- 22 化製場等に関すること。
- 23 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること。
- 24 建築物における衛生的環境の確保に関すること。

- 25 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。
- 26 温泉に関すること。
- 27 住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者の適正な運営の確保に関すること（観光政策課の主管に属する事項を除く。）。
- 28 食肉衛生検査所に関すること。
- 29 前各号に掲げるもののほか、薬事並びに食品、乳肉及び生活の各衛生に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

(4) 附属機関

担当課名	名 称	担 任 事 務	委 員 数
保 健 政 策 課	高 知 県 歯 と 口 の 健 康 づ く り 推 進 協 議 会	高知県歯と口の健康づくり条例第13条第2項の規定による歯と口の健康づくりに関する基本計画に関する事項等についての調査審議及び知事への意見の具申に関する事務	20 人以内
医 療 政 策 課	高 知 県 医 療 審 議 会	医療法第72条第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議及び知事の諮問に応じての医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	30 人以内
	高 知 県 救 急 医 療 協 議 会	消防法第35条の8第1項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準(以下この項において「実施基準」という。)に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整、同条第3項の規定による関係行政機関に対する資料の提出その他の協力の求め並びに同条第4項の規定による実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する事項についての知事への意見の具申並びに高知県救急医療協議会の組織及び運営に関する規則第2条の規定による救急医療体制の整備に関する研究等についての協議及び知事への意見の具申に関する事務	20 人以内
	高 知 県 准 看 護 師 試 験 委 員	保健師助産師看護師法第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	10 人以内
国 民 健 康 保 険 課	高 知 県 国 民 健 康 保 険 審 査 会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分についての不服の審査に関する事務	9 人
	高 知 県 後 期 高 齢 者 医 療 審 査 会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分についての不服の審査に関する事務	9 人
	高 知 県 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会	国民健康保険法第11条第1項及び第3項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務	11 人
健 康 対 策 課	高 知 県 が ん 対 策 推 進 協 議 会	高知県がん対策推進条例第19条第1項の規定による同条例第7条に規定する高知県がん対策推進計画の策定及び変更に係る知事の諮問に対する答申に関する事務	20 人以内

	高知県全国がん登録情報提供等審査会	がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 18 条第 2 項、第 19 条第 2 項、第 21 条第 10 項及び第 22 条第 4 項の規定による同法第 2 条第 8 項に規定する都道府県がん情報の提供等に係る知事の諮問に対する答申に関する事務	7 人以内
	感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条第 3 項の規定による同法第 18 条第 1 項の規定による通知、同法第 20 条第 1 項(同法第 26 条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による勧告及び同法第 20 条第 4 項(同法第 26 条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに同法第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関する事項の審議並びに同法第 18 条第 6 項及び同法第 19 条第 7 項(同法第 26 条において準用する場合を含む。)の規定による報告についての知事への意見の具申に関する事務	6 人以内
	高知県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第 19 条の 4 第 1 項の規定による同法第 19 条の 3 第 4 項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給の申請に係る医療費支給認定をしないことについての審査に関する事務	5 人以内
	高知県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第 8 条第 1 項の規定による同法第 7 条第 2 項の規定による特定医療費の支給認定の申請に係る支給認定をしないことについての審査に関する事務	8 人以内
薬務衛生課	高知県地方薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 3 条第 1 項の規定による薬事（医療機器及び再生医療等製品に関する事項を含む。）に係る県の事務に関する重要事項の調査審議に関する事務	13 人以内
	高知県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 8 第 3 項から第 5 項までの規定による麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否についての審査等に関する事務	5 人
	高知県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第 58 条第 1 項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議、同条第 3 項において読み替えて準用する同条第 2 項の規定による知事の諮問に対する答申並びに同条第 4 項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関及び厚生科学審議会への建議に関する事務	20 人以内
	高知県公衆浴場入浴料金審議会	高知県公衆浴場入浴料金審議会条例第 1 条の規定による知事の諮問に応じたの物価統制令の適用を受ける公衆浴場入浴料金の適正な価格の審議に関する事務	10 人以内

	高知県食の安全・安心 推 進 審 議 会	高知県食の安全・安心推進条例第7条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による食の安全・安心推進計画の策定及び変更に係る知事の諮問に対する答申、同条例第27条第2項及び第3項の規定による食の安全・安心推進計画、食の安全・安心の確保に関する関係者の相互理解、連携及び協働その他食の安全・安心の確保に関する基本的事項の調査審議並びに当該基本的事項についての知事への意見の具申並びに同条例第31条の規定による県民、生産者・事業者その他の関係者から意見の聴取等に関する事務	20人以内
--	-------------------------	--	-------